

令和 8 年度福島県自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金取扱要領

第 1 趣旨

この事業は、エネルギー価格高騰への対策、停電時などの防災力の向上、カーボンニュートラルに資するものであり、県民にとって身近な再生可能エネルギー設備である自家消費型太陽光発電設備への支援を行うものである。

県内の住居等に太陽光発電設備を設置する場合の費用について、予算の範囲内において次のとおり補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金交付事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）及びこの要領の定めるところによる。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

- (1) 自家消費型住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電システム」という。）
住居等に設置された太陽光発電設備により発電された電気が、受給地点となる住居において消費されるものをいう。
- (2) 住居
居住を用途とする建築物をいう。
- (3) 環境価値
温室効果ガスの排出の削減又は吸収という環境の保全に関する付加価値をいう。
- (4) 自家消費
太陽光発電システムで発電した電気を申請者が居住する住居にて消費することをいう。
- (5) 自家消費率
太陽光発電システムで発電した電力量の内、自家消費した電力量の割合をいう。
- (6) 補助事業者
県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者をいう。
- (7) 交付申請者
補助事業者に対して本補助金の交付申請を行う者をいう。

第 3 補助金の交付対象者

交付対象者は、第 4（1）に定める補助対象システムを設置する個人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在する住居に補助対象システムを設置したこと又は建売供給業者等から県内に所在する補助対象システム付き住居を購入したこと。ただし、初期費用 0 円モデル及びリースによる設置を除く。
- (2) 県税の未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有す

る事業者をいう。)に該当しないこと。

第4 補助の対象及び補助額

補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象システム

補助対象システムは、次に掲げる要件を満たす太陽光発電システムとする。

- ① 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。
- ② 太陽光発電システムにより発電した電気の内、30%以上を住居で消費すること。
- ③ 月別の発電量及び売電量を表示できる設備を導入すること。
- ④ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定を取得しない者であること。
- ⑤ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について国が定める地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱に基づくJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- ⑥ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは未使用であること。
- ⑦ 補助対象設備の所有者は交付申請者であり、交付申請者が居住する住所において自家消費が行われていること。
- ⑧ 補助対象設備設置に係る工事請負契約日又は補助対象設備が設置された住宅の購入契約を締結した日が令和8年5月20日以降であること。
- ⑨ 補助対象設備について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。

(2) 補助対象経費

県内において補助対象システムを設置する事業（以下「補助事業」という。）に要する費用であって別表1に掲げるものをいう。

(3) 補助額

1システムごとの補助金の額は、7万円にシステムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力の低い値（kW表示とし、小数点以下切り捨て）を乗じて得た額とし、42万円を上限とする。

第5 交付の申請

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者は、令和8年5月20日から令和9年2月5日までに、次の(2)に定める書類を添えて、補助事業者に補助金交付申請書を提出しなければならない。

・補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 補助金の交付を申請しようとする者は、(1)の補助金交付申請書に添付して次に掲げる書類（各1部）を提出するものとする。

ア 申請者本人の住民票

- イ 福島県の県税納税証明書（未納がないことの証明書）
 - ウ 補助金の振込先口座の通帳の写し
 - エ 誓約書
 - オ 電力会社との関係書類（申請者名義のものに限る）
 - a. F I T以外による余剰売電の場合
 - 電力受給契約確認書の写し
 - b. 自家消費を行っている場合
 - 系統連系承諾書の写し
 - カ 補助対象システム及び太陽光発電の発電状況や売電状況がわかる機器の購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し（契約日がわかるもの）
 - キ 補助対象システムの設置に係る領収書の写し（交付申請者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの）及び対象経費の内訳が確認できる資料
 - ク 補助対象システムの出力対比表の写し
 - ケ パワーコンディショナ及び月別の太陽光発電の発電量及び売電量がわかる機器の型式名及び製造番号が確認できる資料
 - コ 太陽電池モジュールの設置写真（カラー写真）
 - ① 受給地点となる住居の建物全体写真（太陽電池モジュール及び設置が確認できるもの）
 - ② 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）
 - サ 建物の登記簿謄本の写し
 - シ 1か月分の発電量及び売電量の実績を記入し、年間を通して自家消費率30%以上が確認できるシミュレーションが行われている表
 - ス シの表に記載した実績が確認できるもの（モニター等のカラー写真）
 - セ 設置する建物が交付申請者の所有物ではない場合は、建物所有者の設置承諾書
 - ソ 住民票の住所が避難地域にあり現在居住する住居と違う場合は、届出避難場所証明書
 - タ その他補助事業者が必要と認めるもの
- (3) 補助事業者は、(1)の補助金交付申請書の提出があった場合は、第4に定める補助金の交付要件に適合すると認められるものの中から、先着順に受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあたっては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。
- (4) 補助事業者は、受け付けた補助金申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、(1)の受付期間にかかわらず、補助金申請の受付を停止するものとする。この場合、予算の限度を超えた受付日をもって申請の受付を停止するとともに、その翌日の受付日以降の補助金申請は受理しないこととする。また、予算の総額を超えた日の補助金申請書の中から抽選を行い、申請の受付を決定するものとする。

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 交付申請者は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同省令に定めがない財産については、補助事業者が別に定める期間）内において、補助事業者の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 交付申請者が補助事業者の承認を受けて（2）の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を実際に補助事業者へ納付させることができること。
- (4) 交付申請者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて交付申請者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができること。
- (6) 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ア 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) (6)の規定により補助金の交付を取り消した場合又は誓約した内容に違反した場合は、補助事業者は交付申請者に対し補助金の返還及び加算金の支払いをさせることができること。
- (8) 補助事業者は交付申請者に対し、必要に応じて発電量、売電量、自家消費率、買電量等に関する資料の提出を求めることができること。

第7 補助金の交付等

- (1) 補助事業者は、交付申請者の補助金交付申請書を受領した後、その内容を審査し、これを適正と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付申請者に通知する。
- (2) 補助事業者は、(1)の通知後に交付申請者に対し補助金を支払うものとする。
- (3) 手続代行者
 - ア 補助金の交付申請を行う者は、工事請負契約により補助対象システムを設置した者又は補助対象システムを販売した者に対して別に定める補助金交付申請の手続きの代行を依頼することができる。
 - イ アの規定により手続きの代行を依頼された者（ウにおいて「手続代行者」という。）は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとする。また、この手続きを通じ交付申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
 - ウ 補助事業者は、手続代行者がアに規定する手続きを偽りその他不正の手段により

行った疑いがある場合は、必要に応じ調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、指定する期間、代行を認めないことができるものとする。

第8 事業の承継及び財産の処分

- (1) 交付申請者から相続、財産分与等により補助対象システムの所有権を取得した者は、当該事項を明らかにした登記簿その他の書類を補助事業者に提出しなければならない。
- (2) 交付申請者は、当該補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業者を取得財産処分承認申請書（様式第2号）を提出し、その承認を受けなければならない。

第9 事業効果検証に係る調査等への協力

交付申請者が補助金の支給を受けた場合には、県が事業効果の検証のために実施する調査に協力するものとする。

第10 雑則

- (1) 個人情報に関する事項
補助金の交付業務に関して交付申請者から取得した個人情報は、福島県自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金に係る業務以外には利用しないものとする。
- (2) その他
この要領に定めるもののほか、福島県自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業に係る補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

第1 施行日

この要領は、令和8年5月15日から施行する。

別表1 補助対象経費の対象となる項目（第4（2）関係）

| |
|-------------------------------------|
| 太陽電池モジュール |
| 架台 |
| パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）※ |
| その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器） |
| 設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事、安全対策費を含む） |

※蓄電池システムとパワーコンディショナを併用している場合は、補助対象経費算定にパワーコンディショナを含めるが、当該補助金での補助対象からは除外する。